
リレーセンター広陵跡地利活用基本方針

策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年3月

広陵町住民環境部環境政策課

1 趣旨

本実施要領は、広陵東地域における公共公益施設等の機能強化に資する施設となるようリレーセンター広陵の跡地利活用を行うに当たり、利活用の基本方針の策定を支援する業務の最適な受託事業者の候補を公募型プロポーザル方式により選定するための手続等について必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名称

リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(3) 業務の内容

別紙1「リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託仕様書」（以下「業務委託仕様書」といいます。）のとおり

(4) 予算上限額

次の表のとおり

年 度	金 額
令和7年度	5,000,000円
令和8年度	5,700,000円
合 計	10,700,000円

ア 金額には消費税及び地方消費税相当額を含みます。

イ 各年度及び合計いずれかの予算上限額を超える提案は、受付できません。

ウ 表に示す金額は、総額及び各年度に割り振った予算上限額の範囲内で本業務についての提案を募集するもので、契約締結の予定金額ではありません。

エ 令和7年度に実施予定の業務が未実施となり、令和8年度に繰り越しすることになった場合は協議により変更します。

オ 本プロポーザルの実施は、令和7年度予算案が広陵町議会において議決されることが条件となります。

(5) 支払い条件

年度ごとの業務完了後支払い

3 受託候補者の選定方法

本委託業務の受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。この方式は、本委託業務の受託を希望する事業者を公募し、応募事業者から提出される書類のほか、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施することにより応募事業者の適性及び能力について審査して、最適な候補者を選定するものです。

4 公募選定事務局

本プロポーザルを実施する「公募選定事務局」は、次のとおりです。

名 称	広陵町住民環境部環境政策課
住 所	〒635-8515 広陵町大字南郷583番地1
所 在	広陵町役場庁舎1階
電 話	0745-55-1001
F A X	0745-55-1009
メール	kankyo@town.nara-koryo.lg.jp

5 参加資格等

本プロポーザルに参加できる事業者（単独の事業者又は複数の事業者で構成される事業者グループ）は、実施要領等の公表・配布開始の日において次の欠格事項のいずれにも該当しない法人等に限り、事業者グループの場合は、グループ内の全ての事業者が次の欠格事項のいずれにも該当しないこと。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続をしている法人等
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続をしている法人等
- (3) 法人税、法人住民税及び法人事業税、消費税及び地方消費税、所得税並びに広陵町に事業所を有する場合には、当該事業所の用に供している資産に係る固定資産税を滞納している法人等、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない法人等又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない法人等
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定（一般競争入札の参加資格がない者）に該当する法人等
- (5) 次に掲げる法人等
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
 - ウ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を

役員に含む法人等

エ 本実施要領等の公表・配布開始の日において、広陵町の指名停止措置を受けている法人等

オ 本実施要領等の公表・配布開始の日において、広陵町の指名停止措置と同等の措置を国や他の地方公共団体等から受けている法人等

6 スケジュール

受託事業者候補の選定スケジュールは、次のとおりです。なお、プレゼンテーション・ヒアリング等の日程が都合により変更となる場合は、公募選定事務局から提案事業者へ個別に連絡するものとします。

	内 容	期間等（令和7年）
(1)	公募型プロポーザル公告	3月31日(月)
(2)	質問書の提出期限	4月10日(木)午後5時まで
(3)	質問に対する回答	4月17日(木)午後5時を目処に町HPにて
(4)	参加申込書等の提出期間	4月18日(金)から4月25日(金)まで
(5)	企画提案書等の提出期間	5月12日(月)から5月16日(金)まで
(6)	プレゼンテーション・ヒアリング	5月23日(金)1参加者40分程度
(7)	選考結果の通知	5月30日(金)頃

7 本プロポーザル実施の流れ

(1) 実施要領等の公表・配布

実施要領等の公表・配布は次のとおり行います。

ア 配布資料

- (ア) リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（本書）
- (イ) 参加申込書（様式1）
- (ウ) 誓約書（様式2）
- (エ) 法人概要書（様式3）
- (オ) 業務受託実績書（様式4）
- (カ) 企画提案書提出届（様式5）
- (キ) リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務 受託事業者候補の選定に係る審査評価基準表（別表）
- (ク) リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託仕様書（別紙1）
- (ケ) リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託公募型プロポーザルに係る企画提案書等作成要領（別紙2）
- (コ) 広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書（参考資料1）

- (㊦) 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書（参考資料2）
- (㊧) 協定事項の変更に関する合意書（参考資料3）
- (㊨) 現施設の操業停止後の跡地利用について提言書（令和6年3月21日広陵町ごみ処理町民会議）（参考資料4）
- (㊩) 令和6年5月31日 広陵町議会議員懇談会説明資料「リレーセンター広陵解体に係る3案の比較について」（参考資料5）
- (㊪) 広陵町都市計画マスタープラン（抜粋）（参考資料6）
- (㊫) 計画策定の際の住民参画のハンドブック（参考資料7）

イ 配布方法

令和7年3月31日（月）から5月16日（金）まで広陵町のホームページで公開します。

(2) 質問書の提出

公表・配布する実施要領等の内容等に関して質問のある場合は、令和7年4月10日（木）午後5時までに、質問書（任意様式）を電子メールにて公募選定事務局へ提出してください。

(3) 質問に対する回答

提出された質問書に対する回答は、質問の内容を含めて令和7年4月17日（木）午後5時を目処に当町の公式ホームページ上で公開します。

(4) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者の方は、自らが参加資格を有していることをあらかじめ確認の上、次のとおり参加申込を行ってください。

ア 提出書類

内 訳	部数	備 考
参加申込書（様式1）	1	事業者グループの場合は、代表事業者が作成すること
誓約書（様式2）	1	事業者グループの場合は、グループ内の全ての事業者が作成すること
法人概要書（様式3）	1	事業者グループの場合は、グループ内の全ての事業者が作成すること
法人案内等の資料（様式3の添付書類）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の事業概要が分かるもの ・事業者グループの場合は、グループ内の全ての事業者の資料とすること

イ 提出方法等

土日を除く令和7年4月18日（金）から4月25日（金）までを受付期間とし、受付期間の午前8時30分から午後5時15分までの開庁時間内に公募選定事務局の窓口へ直接持参、公募選定事務局まで到着するよう郵送又は電子メールで提出してください。電子メールによる提出は、受付期間中であれば時間に制限はありません。

電子メールで提出する書類のファイル形式はPDFとしますが、書面をPDF化する場合は内容が鮮明に読み取れるようにしてください。なお、提出書類の原本については、「(5) 企画提案書等の提出等」に併せて提出してください。

(5) 企画提案書等の提出等

企画提案書等は次のとおり作成し、提出してください。

ア 作成書類

内 訳	備 考
業務受託実績書（様式4）	・ 欄外記載注意事項等のとおり ・ 事業者グループの場合は、グループ内のすべての事業者の資料とすること
企画提案書提出届（様式5）	事業者グループの場合は、代表事業者が作成すること
企画提案書及び資料	別紙2 企画提案書等作成要領に基づき作成したもの
見積書	様式は任意（業務の内訳及び業務ごとの人工数が分かるもの

(ア) 「業務受託実績書（様式4）」は、次のような内容の業務を国内の自治体等から受託した実績について記載してください。

- a 特定の公共施設の再整備又は公共施設としての用途廃止後の利活用等に係る自治体の基本方針や基本構想等策定支援（基本方針案、基本構想案の策定を含む。）
- b 公民連携による本業務に類似した、又は参考となる内容の業務

イ 提出方法等

土日を除く令和7年5月12日（月）から5月16日（金）までを受付期間とし、受付期間の午前8時30分から午後5時15分までの開庁時間内に公募選定事務局の窓口へ直接持参するか、公募選定事務局まで到着するよう郵送又は電子メールで提出してください。提出部数は次のとおりです。

- (ア) 業務受託実績書（様式4） 正本1部
- (イ) 企画提案書提出届（様式5） 正本1部
- (ウ) 企画提案書及び資料 正本1部

(エ) 見積書 正本1部

※見積書は、仕様書「7 業務実施要領」に基づき作成してください。見積額には消費税額及び地方消費税額を含めてください。

電子メールによる提出は、受付期間中であれば時間に制限はなく、書面による写しも必要ありません。ファイル形式はPDFとします。極力他のファイル形式を直接PDFに変換したものとし、書面をPDF化する場合は内容が鮮明に読み取ることができるようにしてください。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案等に関するプレゼンテーションを次のとおり行いますので、提案事業者は必ず参加してください。なお、集合時間等当日の詳細については別途連絡しますが、質疑を含んで1提案事業者当たり40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）程度の持ち時間を見込んでいます。

(ア) 期 日 令和7年5月23日(金) (予定)

(イ) 会 場 広陵町役場庁舎3階 大会議室

(ウ) その他 大型モニター（75インチ）、HDMIケーブル及び電源は町が準備しますが、その他の機器は提案事業者が準備してください。

(6) 企画提案の評価及び受託事業者候補の選定等

ア 企画提案の評価の方法等

企画提案の評価は、提出された業務受託実績書等の書類及び企画提案等に関する提案事業者のプレゼンテーションをもとに、「リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務受託事業者候補審査選定委員会」（以下「審査選定委員会」といいます。）が、別表「リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務受託事業者候補の選定に係る審査評価基準表」（以下「審査評価基準表」といいます。）に示す各評価項目について評価して行います。

イ 評価項目の配点等

審査評価基準表の各評価項目の配点は5点を基本とし、3点を標準点とします。合計点の算出に当たり、重要視する評価項目に2倍の係数を設定します。

ウ 受託事業者候補の決定

プレゼンテーション・ヒアリングと同日に開催する審査選定委員会において各委員が評価を行い、評価点の合計が最も高い提案事業者を優先交渉事業者とし、評価点の合計が2番目に高い提案事業者を第2位優先交渉事業者とします。

最も高い評価点の合計が同じ提案事業者が2者以上となる状況が生じた場合には、審査評価基準表の区分2「企画提案書・プレゼンテーションの内容等」の評価項

目「(4) 業務に関する基本的な考え方と取組意欲」から「(8) それぞれの手順での広陵町と受託者の役割分担」までの評価点の合計を比較して、点数の高い提案事業者を優先交渉事業者とし、それでもなお同点となる状況が生じた場合には、見積額を比較して、額の低い提案事業者を優先交渉事業者とします。

また、提案事業者が1者であった場合には、審査選定委員会の委員の過半数が1点又は2点と評価する項目が1項目以上ある場合を除き、当該提案事業者を優先交渉事業者とします。

なお、審査選定委員会は非公開で行います。

(7) 選考結果の通知等

選考結果については、プレゼンテーション・ヒアリングに参加した全提案事業者に対して、令和7年5月30日(金)頃文書で発送します。

なお、参加事業者数、優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者の法人等名並びに評価点について、当町の公式ホームページ上で公表します。

また、選考結果の通知後の他法人等や自らの評価点数など選考結果の詳細についての個別の問合せにはお答えできません。

8 優先交渉事業者決定後の手続等

優先交渉事業者の決定後、次のとおり業務の詳細な内容について協議を行うとともに、契約締結の手続を進めるものとします。

(1) 業務の詳細な内容に関する協議

優先交渉事業者と広陵町は、選考結果の通知後、業務の詳細な内容について提案内容を踏まえた協議を行い、最終的な仕様の決定を行うものとします。この場合において、協議が不調となったときや優先交渉事業者が契約を締結できないときは、当町は、第2位優先交渉事業者と協議を行うものとします。

(2) 契約の締結

業務の詳細な内容に関する協議が整った後、優先交渉事業者と広陵町は速やかに、「リレーセンター広陵跡地利活用基本方針策定支援業務委託」に係る契約締結手続を進めるものとします。

(3) 契約が締結できない場合

優先交渉事業者が契約の締結までに、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しません。

ア 正当な理由なくして契約の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、受託者としてふさわしくないと認め

られるとき。

9 留意事項等

(1) 提案資格の喪失又は提案の無効

次のいずれかに該当することがあらかじめ判明している場合は、提案を行うことができません。提案後に該当することが判明した場合には提案は無効、提案事業者は失格とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があるとき。

イ 「5 参加資格等」に示す参加資格を満たしていないとき。

ウ 見積額が「2 委託業務の概要」の「(4) 予算上限額」で当町の示す各年度及び合計いずれかの予算上限額を超えているとき。

エ 2つ以上の提案を行ったとき。

オ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

カ 書類の提出期限など、本実施要領等で当町の示す本プロポーザル執行上の要件を満たさないとき。

(2) 提出書類の著作権等

提出された提案書等の著作権については、次のとおり取り扱うものとします。

ア 提案事業者の提出した書類に著作物が含まれる場合は、その著作権は提案事業者に帰属します。ただし、本プロポーザルによる受託者の審査選定及び手続のために必要な場合は、当町は当該著作物を含む提案書類等を無償で複製使用できるものとします。また、当町が公表等に当たって修正等が必要と判断した場合には、当町は無償で修正等ができるものとします。

イ 提案事業者から提出された提案書類等については、公開を求められた場合、提案事業者の意見を聴いた上で広陵町情報公開条例（平成12年12月広陵町条例第7号）に基づき公開の可否を判断するものとします。

(3) その他

次に示す事項に留意してください。

ア 当町に提出された提案書類等は、理由の如何を問わず返却できません。

イ 提出した提案書類等の内容を受付期間終了後に変更することはできません。

ウ 本プロポーザルに係る提案等に関して必要となる費用は、全て提案事業者の負担とします。

エ 本プロポーザルに参加する提案事業者は、優先交渉事業者決定後において、本実施要領、業務委託仕様書若しくは企画提案書等作成要領等の内容に関する不明又は錯誤等を理由とした異議を申し立てることはできないものとします。

オ 参加申込書の提出後に参加を取りやめる場合は、任意の書式で広陵町長宛ての辞退届を公募選定事務局まで提出してください。

カ 本業務の契約の相手方とは、令和9年度以降の関連業務について随意契約を行う可能性があります。

10 その他(様式等)

次ページ以降に様式及び別表を示します。